

## 新見市役所本庁舎宿直業務に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1 目的

本実施要項は、新見市役所本庁舎宿直業務の実施にあたり、業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務の名称

新見市役所本庁舎宿直業務

#### (2) 内容

別添「新見市役所本庁舎宿直業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

（地方自治法第234条の3及び新見市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号の規定に基づく長期継続契約を予定している。）

#### (4) 委託上限額

（令和8年度分（令和8年10月1日から令和9年3月31日まで）

9,198,495円（消費税及び地方消費税等を含む）を上限とする。

### 3 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。
- (3) 指名停止の措置を市から受けていない者又は受けることが明らかでない者。
- (4) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に該当する者でないこと、または同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等の統制下にある者及び社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

## 5 実施スケジュール

- (1) 提案募集開始  
令和8年3月25日(水)
- (2) 参加表明書等(下記7(1)に掲げる書類)受付期間  
令和8年4月30日(木)午後4時まで
- (3) 提案書等(下記7(2)に掲げる書類)提出期限  
令和8年5月18日(月)
- (4) プロポーザルの実施  
令和8年6月1日(月)

## 6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で受け付け、回答する。

- (1) 質問方法  
ア 電子メールにより質問書を提出すること。  
イ 質問はまとめて提出すること。
- (2) 受付期間  
令和8年4月21日(火)午後4時まで
- (3) 回答方法  
ア すべての質問について、すべての参加者に電子メールで回答する。  
イ 質問の回答は、原則3日以内に行う。

## 7 提出書類

- (1) 参加表明の意思を明らかにするため、次の書類を提出すること。  
ア プロポーザル参加表明書(様式1)
- (2) 企画提案内容を明らかにするため、次の書類を提出すること。  
ア 企画提案書(様式2)  
イ 企画提案内容(任意様式)  
ウ 企業概要(様式3)  
エ 業務実績表(様式4)  
オ 業務体制表(様式5)  
カ 見積書及び見積内訳書(任意様式)

## 8 提出方法、提出期限及び提出部数

- (1) 上記7(1)  
提出方法 電子メール  
提出期限 令和8年4月30日(木)
- (2) 上記7(2)  
提出方法 持参又は郵送  
提出期限 令和8年5月18日(月)必着  
提出部数 正本1部 副本1部

## 9 プロポーザル

### (1) 日時

令和8年6月1日(月)

### (2) 場所

新見市役所本庁舎3階第1委員会室

### (3) プレゼンテーション

ア 企画提案書の説明(準備を含み15分以内)

イ 審査委員による質疑(15分程度)

ウ 出席者は各事業者とも3名以内とすること。

### (4) その他

プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うものとする。パワーポイント等の電子機器を用いて行う場合、モニタ等は市で用意し、パソコンは提案者が持参すること。

## 10 審査

### (1) 選定方法

各事業者の提案を受け、新見市役所本庁舎宿直業務に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査を行い、受託候補者を選定する。なお、各項目の配点は次のとおりとする。

項目	評価内容	配点
1 業務の実施内容	仕様書の内容を満たしているか	30点
2 業務の実施体制	業務の遂行に必要な体制が確保されているか	30点
3 他団体における実績など、業務実施の適正	履行実績から、提案内容の実現性が高いか	10点
4 見積金額	本業務に要する経費が上限金額の範囲内で適切に見積もられているか	20点
5 その他、業務実施にあたり有効な提案	提案者のノウハウを活かした有用な提案がされているか	10点

### (2) 選定結果

結果については、プレゼンテーション終了後10日(休日を除く)以内に各事業者に書面で通知する。

## 11 その他

(1) このプロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 審査委員会は非公表とし、会議内容及び評価内容については公表しない。

(3) 辞退する場合は、必ず辞退届を提出するものとする。

## 12 提出先及び問い合わせ先

〒718-8501

岡山県新見市新見310番地3

新見市役所総務課総務係 担当 守脇

電話番号：0867-72-6204

メール：soumu@city.niimi.lg.jp